

## SBI Ripple Asia 株式会社との契約内容(抜粋)

銀行法第52条の61の10第3項に基づく表示

【当社に係る電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当社と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項】

＜API使用許諾契約第10条＞

- 1 乙は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、乙は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行うものとする。
- 2 乙は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら甲の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、乙が利用者に賠償又は補償した損害を甲に求償することができる。また、乙は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が甲及び乙双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、甲に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上甲と合意した額を求償することができる。
- 3 乙が第1項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、甲及び乙は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- 4 甲は、本銀行機能若しくは本APIに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり乙に求償できる。
  - (1) 当該損害が専ら乙の責めに帰すべき事由によるものであることを甲が疎明したときは、甲が利用者に賠償又は補償した損害を乙に求償することができる。
  - (2) 当該損害が甲及び乙双方の責めに帰すべき事由によるものであることを甲が疎明したときは、乙に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上乙と合意した額を求償することができる。
  - (3) 当該損害が、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、甲及び乙は、

当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

【電子決済等代行業者が当社に係る電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項】

＜API使用許諾契約第7条第5項、第6項＞

- 5 乙は、甲に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ甲が定める基準にしたがったセキュリティを維持する。(略)甲は、乙のセキュリティが甲の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは乙に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、乙に通知した上で本API連携を停止することができる。
- 6 乙は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要な安全対策を、乙の費用と責任において行うものとする。

＜API使用許諾契約第8条第1項、第2項＞

1. 甲及び乙は、本API連携又は本サービスに関し、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合(甲以外の金融機関との連携に関して不正アクセス等が判明した場合を含む。)、直ちに相手方に報告するものとする。
2. 甲及び乙は、本API連携又は本サービスに関し不正アクセス等が判明し、又は情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、相手方と協力して原因の究明及び対策を行う。甲は、十分な対策が講じられるまでの間、乙に通知した上で本API連携を制限又は停止することができる。

＜API使用許諾契約第9条第1項、第2項＞

1. 甲及び乙は、本API連携又は本サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由(本サービスの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、本サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、及び本サービスの提供に関与する乙又は乙の外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。以下「障害等」という。)が発生した場合には、直ちに相手方に報告するものとする。
2. 障害等が発生した場合、甲及び乙は、協働して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置(以下「損害軽減措置」という。)をそれぞれ講じるものとする。かかる場合において、甲及び乙は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、相手方に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。

＜API 使用許諾契約第 11 条＞

1. 甲は、乙のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況が甲の定める基準を満たしていない可能性があるとか客観的かつ合理的な事由により判断する場合、乙に対し、セキュリティ、利用者保護、本サービスの状況及び経営状況について、報告及び資料提出を求めることができるものとし、乙は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。
2. 甲は、乙のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況が甲の定める基準を満たしていない可能性があるとか客観的かつ合理的な事由により判断する場合、乙の同意を得て、自ら又は甲が指定する者による立入り監査を実施することができ、乙は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力するものとする。
3. 甲は、前二項の結果、必要があるとか客観的かつ合理的な事由により判断するときは、乙に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないとか客観的かつ合理的な事由により判断するときは、乙に通知の上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。

＜API 使用許諾契約第 16 条第 1 項、第 2 項＞

- 1 乙は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとする。
- 2 乙は、利用者情報を本サービスのためにのみ使用するものとし、本 API による甲への指図の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとする。

＜API 使用許諾契約第 19 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 7 号＞

- 4 甲及び乙(略)は、相手方(略)が次の各号の一つでも該当する場合には、本 API 連携を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。(以下略)
  - (1) 本契約について重大な違反があった場合、又は重大ではない違反について相手方には是正を求めてから相当期間内に解消しない場合
  - (2) 本サービスに関する業務停止命令又は業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合
  - (7) 前各号のほか、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす事由が発生した場合、又は本 API 連携若しくは本契約を存続させることが不相当と認められる相当の事由があるとき。

【電子決済等代行業再委託者が電子決済等代行業者に委託した業務(当社に係るものに限る。)に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当社が行うことができる措置に関する事項】

※該当なし。

※当社は、SBI Ripple Asia 株式会社から電子決済等代行業再委託者から委託を受け、当社に対し

て為替取引の指図を行うことを許諾していません。

【参考:契約における文言の定義】

- ① 「甲」とは、住信 SBI ネット銀行株式会社をいう。
- ② 「乙」とは、SBI Ripple Asia 株式会社をいう。
- ③ 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- ④ 「セキュリティチェックリスト」とは、乙がセキュリティに関して甲に提出する書面等による報告をいう(本契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。)
- ⑤ 「不正アクセス等」とは、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入をいう。
- ⑥ 「本 API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、甲が定める仕様によるものをいう。
- ⑦ 「本 API 連携」とは、乙が本 API を使用して、本銀行機能と本サービスを連携させることをいう。
- ⑧ 「本サービス」とは、乙が本 API 連携に基づき、アプリケーション「Money Tap」(以下「本アプリ」という。名称が変更された場合を含む。)を用いて利用者に対し提供するサービスであって、本アプリ上での利用者の指示に基づき、金融機関に対し、金融機関の口座間の振替又は振込及び組戻処理を指図すること、並びに利用者が登録した金融機関の口座情報を本アプリ上に表示することをいう。
- ⑨ 「利用者」とは、本サービス及び本銀行機能を利用することに同意した者であって、乙が本サービスの利用を認め、かつ、甲が本銀行機能の利用を認めた者をいう。
- ⑩ 「利用者情報」とは、乙が利用者の指図に基づき本 API を通じて甲から取得した利用者に関する情報をいう。

以上